

奈良県告示第四百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
葛城市新在 家（〇〇一） （急傾斜地）	次の平面図 のとおり	葛城市新在 家（〇〇一） （急傾斜地）	次の平面図 のとおり	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第五十七号）第七項及び第九項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
崩壊警戒区域		崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	
葛城市新在 家（〇〇三） （急傾斜地）	次の平面図 のとおり	葛城市新在 家（〇〇三） （急傾斜地）	次の平面図のとおり	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四條に規定する衝撃に関する事項
				奈良県高田土木事務所及び葛城市役所建設課
				奈良県高田土木事務所及び葛城市役所建設課

崩壊警戒区 域	葛城市当麻 (〇〇一) 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり			奈良県高田 土木事務所 及び葛城市 役所建設課
崩壊特別警 戒区域	葛城市当麻 (〇〇一) 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次の平面図 のとおり	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県高田 土木事務所 及び葛城市 役所建設課
崩壊警戒区 域	葛城市当麻 (〇〇三) 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県高田 土木事務所 及び葛城市 役所建設課
崩壊警戒区 域	葛城市当麻 (〇〇四) 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県高田 土木事務所 及び葛城市 役所建設課
崩壊警戒区 域	葛城市当麻 (〇〇五) 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県高田 土木事務所 及び葛城市 役所建設課
崩壊警戒区 域	葛城市当麻 (〇〇六) 急傾斜地崩	次の平面図 のとおり	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県高田 土木事務所 及び葛城市

